

## 第29回柔整療養費検討専門委員会 柔整療養費令和6年度料金改定承認

厚生労働省は2024（令和6）年4月26日、社会保障審議会・医療保険部会、柔道整復（柔整）療養費検討委員会（座長：遠藤久夫学習院大学経済学部教授）の第28回目を16時からオンラインを組み合わせる形式で開催した。

厚労省の検討専門委員会事務局は政府により決定された+0.26%を踏まえた、令和6年柔整療養費改定（案）「明細書交付義務化対象の拡大等」「物価高騰、賃上げ、医療DXの対応」「長期・頻回受療に係る料金適正化」などを委員会に示した。

### 「明細書交付義務化対象の拡大等」

現行の明細書交付義務化対象施術所を「常勤職員3名以上で明細書発行機能が付加されたレセコンを設置している施術所」から「明細書交付機能が付加されているレセコンを設置している施術所」に拡大する。令和4年度のアンケート調査で明細書発行機能が付加されたレセコンを設置している施術所が89.5%あったことから事務局は案とした。また、現行の明細書無償交付の実施施術所に係る届け出を、明細書交付義務化対象外施術所の届出に変更にする。現行の明細書発行体制加算を月1回13円から月1回10円とする（令和6年10月1日施行）。「患者の求めに応じて1カ月単位でまとめて交付は可能」は継続する。また、令和6年度料金改定では保険者による償還払いへの変更は実施しない、とした。

### 「物価高騰、賃上げ、医療DXの対応」

物価高騰などの対応では①電療料を1回につき30円加算を33円とする。②初検料は30円増額し「1回につき1,550円」とする（令和6年6月1日施行）。

### 「長期・頻回受領に係る料金適正化」

現在は初検日から起算して5カ月を超える長期施術は後療料、温電法料、冷電法料、電療料について所定料金の100分の80に相当する金額となっているが、100分の75とする。さらに、1カ月あたり10回以上施術を継続している頻回施術を100分の50とする。なお、100分の50を算定した患者の施術料については、長期施術の100分の75との差額を患者に説明の上、一部負担金とは別に受領できるものとする（令和6年10月1日施行）。

委員会では提示された令和6年柔整療養費改定（案）について、大きな異論がなく承認され、令和6年柔整療養費改定が決定した。施行日は6月1日からと10月1日からがあるので注意が必要。

以下令和6年改定部分を掲載する。

### 令和6年料金改定部分 1

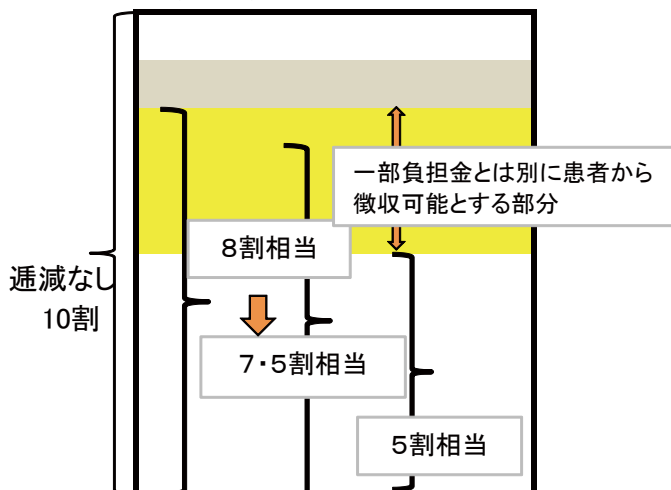
	令和4年改定	変更	令和6年改定	実施時期
初検料	1,520円	➡	1,550円	6月1日から
明細書発行体制加算	13円	➡	10円	10月1日から
電療料	30円	➡	33円	6月1日から



### 令和6年料金改定部分 2

	令和4年改正	変更	令和6年改正	実施時期
明細書交付義務化施術所	常勤3人以上で 明細書発行機能付 レセコン所有	→	明細書発行機能付 レセコン所有	10月1日から
明細書交付義務化施術所	厚生局へ届け出	→	不要	10月1日から
明細書交付対象外施術所	不要	→	厚生局へ届け出	

### 長期・頻回逡減のイメージ



8割相当: 令和4年度改正

7.5割相当: 令和6年度改正  
(5カ月を超える長期患者)

5割相当: 令和6年度改正  
(月10回を超える頻回患者)